

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則を公布する。


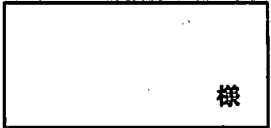
平成26年 3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第188号

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を次のように改正する。

第4号様式1中 「納」 を 「様」 に、「あて先」を

「宛先」に改め、「上記の金額を納付します。」を削り、同様式2及び3中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)